

告示

埼玉県告示第四百四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和二年二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
草加内科呼吸ケア クリニック	草加市草加一 四―五	訪問リハビリテ ーション 居宅療養管理指導 介護予防訪問リハ ビリテーション	平成二十四年十一 月三十日
さわやか毛呂山リ ハビリデイサービ ス	入間郡毛呂山町 前久保一〇九― 二四―一〇三	介護予防居宅療養 管理指導 通所介護	平成二十八年三月 三十一日
		介護予防通所介護	平成三十年三月三 十一日

くるみデイサービス	
本庄市小島三一 一六一二六	
通所介護	介護予防通所介護
平成二十八年三月 三十一日	平成三十年三月三 十一日